

## 常陸太田市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 常陸太田市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ～ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成19年度 (10年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成31年度法適予定)
処理区域内人口密度	27.80人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	1区(金砂郷・水府処理区)		
処 理 場 数	1処理場(久米浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成24年に計画区域を縮小し、一部を浄化槽整備区域に変更		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> まで：1,500円 超過使用料 10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> を超え20 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> まで：1 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> につき150円 20 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> を超え50 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> まで：1 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> につき160円 50 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> を超え100 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> まで：1 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> につき170円 100 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> を超える分：1 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> につき180円	基本料金と超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額	
業務用使用料体系の 概要・考え方	「一般家庭用使用料体系の概要・考え方」に同じ		
その他の使用料体系の 概要・考え方	「一般家庭用使用料体系の概要・考え方」に同じ		
条例上の使用料*2 (20 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,150 円 平成26年度 3,240 円 平成27年度 3,240 円	実質的な使用料*3 (20 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,397 円 平成26年度 3,502 円 平成27年度 3,500 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20<sup>3</sup>m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	平成28年度現在11人で、課長以下、工務係3人、施設係3人、業務係4人となっています。 予算措置は、下水道事業特別会計8人（特定環境保全公共下水道事業2人、公共下水道事業6人）、農業集落排水事業特別会計2人、戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計1人となっています。
事 業 運 営 組 織	合併以前は、旧金砂郷町、旧水府村による金砂郷・水府下水道組合により事業実施。 平成16年度の合併当時は建設部下水道課にて事業実施。 平成23年度より上下水道部下水道課として事業実施。 なお、使用料の徴収業務について、上下水道部水道総務課、簡易水道課に委託し上下水道料金として徴収しております。

### (2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びマンホールポンプ等施設の維持管理、処理場の消防用設備等保守管理業務、電気工作物保安管理及び汚泥処分について民間委託を実施。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定・公表しました、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付しております。 経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本市の経年比較や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となっております。
--

# 経営比較分析表

茨城県 常陸太田市

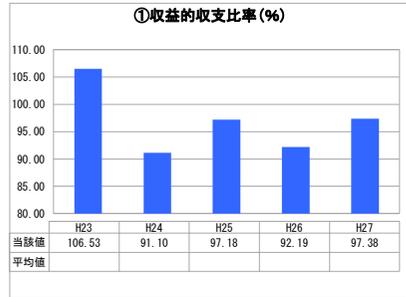
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	6.55	92.18	3,240

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
54,660	371.99	146.94
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,558	1.28	2,779.69

**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



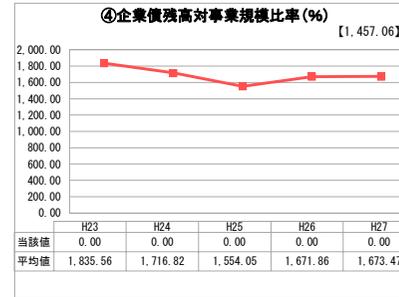
「単年度の収支」



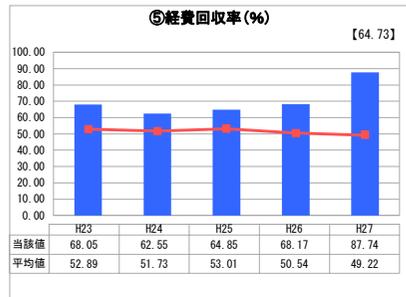
「累積欠損」



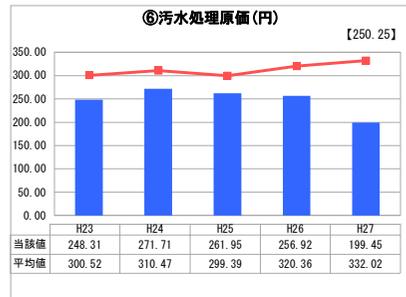
「支払能力」



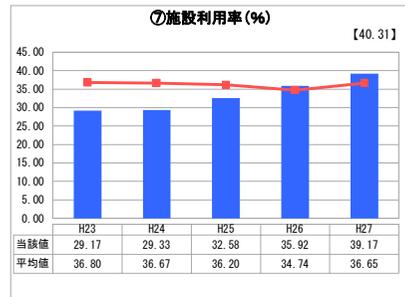
「債務残高」



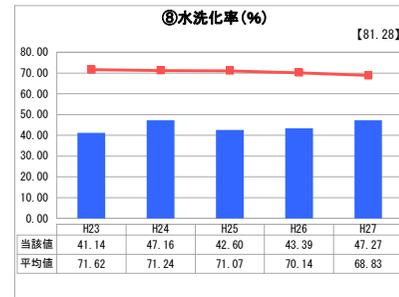
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

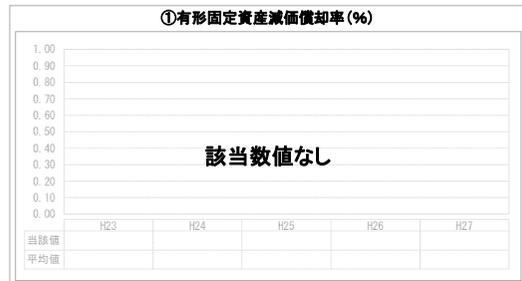


「施設の効率性」

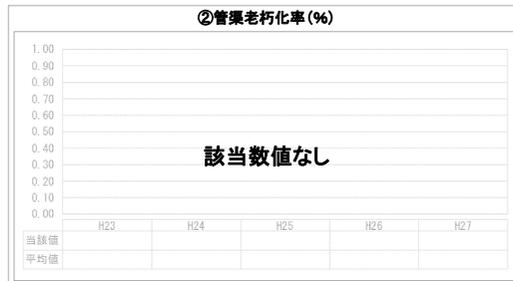


「使用料対象の捕捉」

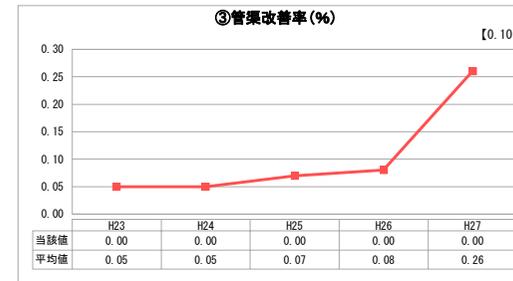
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、接続率の向上及び経費の抑制により前年度よりは高い数値となっているが、依然100%を超えていない状況である。

④企業債残高対事業規模比率は、企業債残高の償還を繰入基準による一般会計繰入金により償還しているため、指標となる数値には表れていない。

⑤経費回収率は、類似団体と比較し高い数値ですが、健全な経営のためには、100%以上が理想である。

⑥汚水処理原価は、維持管理費の負担が少ないため低い数値となっていると思われる。将来、維持管理費が増加した場合も健全な経営が図られるよう、継続した検証・分析が必要である。

⑦施設利用率は、類似団体と同水準であるが、今後の人口減少に伴う有収水量の減少が予想されるので、利用率向上に向けた改善が必要である。

⑧汚水処理区域には、民間による団地造成により新築された後に管渠が整備された地域が多くあるため、年数が経過していない合併処理浄化槽を使用している世帯が多く水洗化率が低い状況にある。収益的収支比率、企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価、施設利用率の改善、向上には接続率の向上による有収水量、料金収入の増加が必須である。

### 2. 老朽化の状況について

供用開始から年数を経過しておらず、現状としては、管渠の老朽化等も見られず改善を実施していない。

下水浄化センターにおいては、機械設備や電気設備の更新や修繕を実施し運用している状況である。将来にわたり、安定した経営のため適正な維持管理、計画的な更新のためには、施設等のストックマネジメントを踏まえた長寿命化計画の策定が必要となる。

### 全体総括

接続率(水洗化率)が低い数値にあり、当初計画と比較し施設の稼働状況が低い状況にある。施設の効果の発揮、効率的な運営、使用料収入の確保のためにも、接続率の向上が課題となっている。

併せて、施設の更新が経営の負担とならないよう、適切な更新計画が必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

安心・安全に暮らせる快適なまちづくりのため、継続的で安定した下水道サービスの提供を目指します。

### ○計画的な投資

私道への整備が予想されますので、地域の合意形成を図りながら、平成37年度での事業完了を目標とし、限られた財源の中、計画的な整備に努めます。

### ○安定した経営基盤の確立

収入の確保のため、接続率向上による使用料の収入増加及び、使用料の徴収強化による収納率向上に努めます。

人口減少による使用料収入の減収、施設の老朽化による修繕、更新に備え、経費の徹底的な見直しを図ったうえで、使用料の改定についての検討を行います。

国庫補助金や企業債について、的確な資金調達を図り財源の確保に努めます。

将来的には、地方公営企業法を適用し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

### ○適正な維持管理

施設の点検、調査により計画的な修繕、更新に取り組み、適正な維持管理に努めます。

効果的に民間委託を活用し、効率的な維持管理、経費削減に努めます。

### ○水洗化の促進

公共用水域の水質保全、整備施設の効果発揮のため、接続率向上への啓発に努めます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### ・投資の目標に関する事項

污水管渠は平成37年度概成をめざし整備を進めます。

#### ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

未整備であった私道については、優先順位を定めて整備してまいります。

処理場について、適正な維持管理及び維持補修に努め、突発的な修繕の防止に努めてまいります。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### ・財源の目標に関する事項

供用開始後経過年数を考慮し接続率向上による使用料収入の増加及び、確実な使用料収納を推進し、一般会計繰入金繰入金の抑制に努めます。

平成37年度までで計画し管渠整備がほぼ完了する予定で、補助事業に係る国庫補助金及び企業債収入も、平成37年度までで計画しております。

今後、国庫事業対象外の整備が増加してくるため、計画最終年度に向けて財源としての国庫補助金が減少し、一般会計繰入金の増加が

予想されます。なお、計画期間後は管渠整備が終了するため、一般会計繰入金についても減少する見込みです。

#### ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

処理区域人口の推移を考慮し使用料収入を算定しました。

地方公営企業法の適用、経営戦略の見直しと併せて、使用料の見直しについて検討してまいります。

#### ・企業債に関する事項

建設改良費の財源については、国からの補助金を除き、発行可能額以内で企業債、過疎債を計画しました。

しかしながら、私道への管渠整備について単独事業での実施となるため、一般会計からの繰入について協議してまいります。

接続率が低い状況にあるため、料金収入の増加及び施設の有効活用を図るためにも、一層の接続率向上に努めてまいります。

#### ・繰入金に関する事項

地方公営企業繰出基準に基づく元利償還に充てる繰入分については基準内で算定し、運営費用の不足分及び資本費の単独事業費については

基準外で算定し計上しました。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ・民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）

現在の委託業務について、実績から算定しました。

#### ・職員給与費に関する事項

過去の実績から算定しました。

#### ・動力費に関する事項

過去の実績及び処理量の増加を考慮し算定しました。

#### ・薬品費に関する事項

過去の実績及び処理量の増加を考慮し算定しました。

#### ・修繕費に関する事項

過去の実績及び経年劣化を考慮し算定しました。

#### ・委託費に関する事項

現在の委託費を参考に算定しました。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在のところ検討なし。
投資の平準化に関する事項	管渠整備は平成37年度概成を計画目標としておりますが、補助事業による整備はある程度完了しているため、今後、市単独事業が中心となると思われます。 整備個所の優先順位を決定し、財源の確保に努め、計画的に整備を進めてまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在のところ実施予定なし。
その他の取組	特になし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	人口減少による使用料の減収、整備後の年数経過による施設の維持補修費用の増大を考慮し、実施時期や改定内容について慎重に判断し、適切な使用料に見直し、健全な事業経営の確保に努めてまいります。 また、地方公営企業法の適用に併せて、収支計画及び使用料の見直しを検討してまいります。
資産活用による収入増加の取組について	処理場未利用地の活用について検討してまいります。
その他の取組	国の補助事業の活用や、交付税措置の有利な起債による、適切な財源確保に努めます。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在行っている民間委託業務について、委託継続及び業務内容について検討し、効率的な経営の実現を目指します。
職員給与費に関する事項	業務内容の見直しや職員の適正配置について検討します。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減効果を検討してまいります。
薬品費に関する事項	薬品管理については、処理場の維持管理委託に含め、経費削減に努めており、今後も使用量の管理を徹底し、更なる経費削減に努めます。
修繕費に関する事項	維持管理の中で、修繕箇所の優先順位づけを行い、計画的な修繕を実施することで、効率的な修繕及び経費の削減に努めます。
委託費に関する事項	業務内容、委託契約の統合等について検討し、経費の削減、効率化に努めます。
その他の取組	接続率の向上、収納率の向上に取り組み、財源確保に努めます。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	実績と比較し進捗管理を行い、経営戦略の見直しを実施します。 また、公営企業会計適用後は、適用後の会計に基づき経営戦略を改定します。
---------------------	--

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	141,942	148,278	154,176	156,672	155,353	155,334	155,417	156,951	165,084	167,686	169,172	157,283	
		(1) 営 業 収 益 (B)	27,711	29,060	29,165	29,218	29,340	29,410	29,498	29,883	30,233	30,530	30,933	30,653
		ア 料 金 収 入	27,670	29,015	29,120	29,173	29,295	29,365	29,453	29,838	30,188	30,485	30,888	30,608
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	41	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
		(2) 営 業 外 収 益	114,231	119,218	125,011	127,454	126,013	125,924	125,919	127,068	134,851	137,156	138,239	126,630
		ア 他 会 計 繰 入 金	114,230	119,217	125,010	127,453	126,012	125,923	125,918	127,067	134,850	137,155	138,238	126,629
	イ そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	2 総 費 用 (D)	62,681	64,145	63,069	62,780	62,440	62,340	62,290	62,290	62,250	62,360	62,430	62,460	
		(1) 営 業 費 用	31,536	34,331	34,670	35,780	36,940	38,140	39,390	40,690	42,050	43,460	44,930	46,460
		ア 職 員 給 与 費	6,656	8,431	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	24,880	25,900	26,970	28,080	29,240	30,440	31,690	32,990	34,350	35,760	37,230	38,760
		(2) 営 業 外 費 用	31,145	29,814	28,399	27,000	25,500	24,200	22,900	21,600	20,200	18,900	17,500	16,000
ア 支 払 利 息		31,145	29,814	28,399	27,000	25,500	24,200	22,900	21,600	20,200	18,900	17,500	16,000	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	79,261	84,133	91,107	93,892	92,913	92,994	93,127	94,661	102,834	105,326	106,742	94,823		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	131,309	153,686	139,660	129,122	116,734	105,385	94,971	76,825	61,708	50,014	41,259	3,240	
		(1) 地 方 債	73,200	96,800	96,920	76,052	68,394	61,505	55,311	46,055	36,748	29,304	23,339	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	23,455	420	240	240	240	240	240	240	240	240	240	
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	9,500	30,400	18,500	27,830	25,100	22,640	20,420	14,530	11,720	9,470	7,680	
		(6) 工 事 負 担 金	25,154	26,066	24,000	25,000	23,000	21,000	19,000	16,000	13,000	11,000	10,000	3,000
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	213,359	241,137	233,111	222,431	205,647	196,379	184,735	174,849	164,542	155,340	148,001	98,063	
		(1) 建 設 改 良 費	130,274	151,734	136,500	124,350	113,415	103,574	94,717	78,774	66,019	55,815	47,652	
		ウ ち 職 員 給 与 費	14,171	16,734	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	83,085	89,403	96,611	98,081	92,232	92,805	90,018	96,075	98,523	99,525	100,349	98,063
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 82,050	△ 87,451	△ 93,451	△ 93,309	△ 88,913	△ 90,994	△ 89,764	△ 98,024	△ 102,834	△ 105,326	△ 106,742	△ 94,823		

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 2,789	△ 3,318	△ 2,344	583	4,000	2,000	3,363	△ 3,363				
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	17,868	15,079	11,761	9,417	10,000	14,000	16,000	19,363	16,000	16,000	16,000	16,000
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	15,079	11,761	9,417	10,000	14,000	16,000	19,363	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	15,079	11,761	9,417	10,000	14,000	16,000	19,363	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	$\left( \frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left( \frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	97	97	97	97	100	100	102	99	103	104	104	98
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	27,711	29,060	29,165	29,218	29,340	29,410	29,498	29,883	30,233	30,530	30,933	30,653
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	27,711	29,060	29,165	29,218	29,340	29,410	29,498	29,883	30,233	30,530	30,933	30,653
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	1,724,544	1,731,941	1,732,250	1,710,221	1,686,383	1,655,083	1,620,376	1,570,356	1,508,581	1,438,360	1,361,350	1,263,287

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		114,230	119,217	125,010	127,453	126,012	125,923	125,918	127,067	134,850	137,155	138,238	126,629
うち基準内繰入金		114,230	119,217	125,010	125,081	117,732	117,005	112,918	117,675	118,723	118,425	117,849	114,063
うち基準外繰入金					2,372	8,280	8,918	13,000	9,392	16,127	18,730	20,389	12,566
資本的収支分		23,455	420	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240
うち基準内繰入金		18,888	420	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240
うち基準外繰入金		4,567											
合 計		137,685	119,637	125,250	127,693	126,252	126,163	126,158	127,307	135,090	137,395	138,478	126,869